

奈良県総合リハビリテーションセンター床頭台システム等 設置・運営事業者の選定に係る公募型プロポーザルの募集 (公告)

入院患者の快適な療養生活を確保するため、床頭台システム（プリペイドカード方式によるテレビ、冷蔵庫を含む。）等の設置・運営業務について、公募型プロポーザル方式により、事業者選定を行うので、地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第3条の規定により、公告する。

平成29年9月1日

奈良県総合リハビリテーションセンター
院長 宮内 義純

1 参加内容

(1) 件名

奈良県総合リハビリテーションセンター床頭台システム等設置・運営事業者の選定

(2) 概要

奈良県総合リハビリテーションセンターにおいて、病院施設の使用許可を受け、床頭台システム等を設置・運営する事業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

(3) 病院施設の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地 : 奈良県磯城郡田原本町多722

イ 施設の名称 : 奈良県総合リハビリテーションセンター

(4) 病院施設の使用許可期間

平成30年4月1日から平成37年3月31日まで（7年間）

(5) 病院施設の使用料

ア 病院施設の使用料及び電気使用料は免除する。

イ 管理手数料（病院施設の使用料及び電気料金相当額）として、プリペイドカード等の売上金額に一定の料率を乗じて得た額を当院に納付すること

2 参加資格

このプロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方独立行政法人奈良県立病院機構契約規程第4条第1項及び第2項の規定に該当しない者であること
- (2) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務状況にあること
- (3) 仕様書の内容を単独で行うことのできる法人であること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている場合を除く
- (5) 民事執行法（昭和54年3月30日法律第4号）による差押等金銭債権に対する強制執行、もしくは国税、地方税その他公課について滞納処分の執行を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと
- (6) 公告日現在において、国税及び地方税を滞納していない者
- (7) 公告日現在において、奈良県備品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと
- (8) 平成27年度から平成28年度までの2年間に、奈良県内に所在する病床数100床以上の規模を有する病院において、床頭台システム等の設置・運営事業を継続して受託し、若しくは導入実績があり、誠実に業務を履行した実績がある者であること
- (9) 次のいずれにも該当しない者であること
 - ① 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認め

られる者

- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (10) 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）に基づき、自家型発行者の届出を内閣総理大臣に提出し受理された者、若しくは第三者型発行者として内閣総理大臣の登録を受けた者であること

3 参加申込書、企画提案書等の提出について

(1) 実施要項の配布

- ① 交付期間 : 平成29年9月4日（月）から平成29年9月15日（金）まで
但し、土日を除く 9時～17時
- ② 交付場所 : 〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722
奈良県総合リハビリテーションセンター
総務課管理係 TEL 0744-32-0200

(2) 提出期限

- ① 参加申込書等 : 平成29年 9月22日（金）午後5時まで
- ② 企画提案書等 : 平成29年10月13日（金）午後5時まで
企画提案書については正本1部・副本10部、CD-R等の電子媒体を1部提出のこと
- ③ 提出場方法及び場所 : 持参とする
〒636-0393 奈良県磯城郡田原本町多722
奈良県総合リハビリテーションセンター
総務課管理係 TEL 0744-32-0200

(3) プレゼンテーションの日時及び場所

平成29年10月23日（月）14時～（予定）
於：奈良県総合リハビリテーションセンター 2階会議室
（企画提案書等を提出した者に別途通知する。）

4 当選者の選定、決定および通知の方法

① 選定方法

選定は、「奈良県総合リハビリテーションセンター床頭台システム等設置・運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

- ② 決定方法
委員会の選定結果に基づき、当選者を決定する。
- ③ 当選者の通知
選定結果について、参加者全員に対して文書で通知する。

5 その他

- ① 留意事項
 - ア 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。
 - イ 提出書類は、非公開とする。
 - ウ 提出書類は、返却しない。
 - エ 提出書類について、この書面及び実施要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
 - カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。
- ② 参加に要する費用
本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。